全国小規模保育協議会会員の皆さまへ

小規模保育総合補償制度のご案内

- 学校契約団体傷害保険特約付帯普通傷害保険
- 施設所有(管理)者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険

※一時保育も補償可能です。



ご加入方法

加入申込票でお申し込みください

申込締切日

2022年2月25日

保険期間

2022年4月1日午後4時~2023年4月1日午後4時

加入対象者

全国小規模保育協議会の法人正会員 (個人事業主を含む)

NPO法人 全国小規模保育協議会

引受保険会社

Chubb損害保険株式会社(チャブ保険)

小規模保育事業者の皆さまが安心して事業を 運営していくために…

本制度は、小規模保育事業を運営される全国小規模保育協議会正会員が施設管理運営上遭遇する不測の事故に対しての備えを行うために、2015 年に創設いたしました。小規模保育事業特有の事故に対応する損害保険制度であり、 賠償責任保険と傷害保険のセット加入により施設に関する事故を包括的に補償できますので、 是非この機会にご加入されますことをおすすめいたします。

*小規模保育総合補償制度は、以下の保険を含む商品のペットネームです。 傷害保険(園児のケガの補償):学校契約団体傷害保険特約付帯普通傷害保険 賠償責任保険(相手方への賠償):施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険 セットされる特約は P5 をご参照ください。



小規模保育総合補償制度の特徴

あんしん 1

賠償責任保険(相手方への賠償)

他人の身体・財物に損害を与え、保育園等に法律上の賠償責任が生じた場合に補償します。

POINT 1

ケガだけでなく、提供した給食やおやつに 起因した事故も対象となります。

POINT 2

事故現場の保存に要した費用や事故原因調査費用などを補償します。



6~9ページ

あんしん2

傷害保険(園児のケガの補償)

在籍している園児がケガをした場合、保育園側の賠償責任の有無に関わらず補償します。

POINT 1

日射病(熱射病)などの 熱中症にも対応します。

POINT 3

細菌性およびウイルス性 食中毒も補償します。

POINT 2

細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)などの特定感染症も補償します。

POINT 4

天災危険に伴う事故も 補償します。



6~9ページ

想定される事故例〈こんな時にお役に立ちます〉

施設所有(管理)者賠償責任保険

- 施設の管理不足により、外壁の一部が突然剥がれ、園児の頬にあたり負傷した。
- 施設の床が滑りやすくなっていて、園児が転倒して負傷した。
- 職員が食事の準備中、持っていたお湯が園児にかかってしまい、火傷を負わせてしまった。
- 園児や保護者の個人的な情報をうっかり話してしまい、プライバシー侵害で訴えられた。 (人格権侵害補償特約(限度額設定1,000万円))

生産物賠償責任保険

施設職員が提供した料理が原因で食中毒が発生し、 園児が入院した。



傷害保険

- 園児が遊戯中に転んで骨折した。
- 園児同士で遊んでいて、他の園児が持っていたおもちゃがぶつかりケガをした。
- 園児が散歩中、日射病 (熱射病) などの熱中症となった。 「熱中症危険補償特約」
- 保育園の給食が原因でサルモネラ菌による食中毒になった。 [細菌性食中毒等補償特約]
- 保育園のおやつのときの飲物が原因で腸管出血性大腸菌感染症 (O-157等)などの特定感染症になった。

[特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約]

● 保育室の花瓶が地震で落下し、園児にあたりケガをした。 [天災危険補償特約]



補償内容と保険料

賠償責任保険と傷害保険のセットプランとなっており、事業者の皆さま、園児の皆さまの万が一の事故に備えます。

● 賠償責任保険

補償の種類	保険金額
身体障害	1名 1億円/1事故 3億円 (免責金額:1事故 1万円)
財物損壊	1事故 100万円 (免責金額:1事故 1万円)
人格権侵害補償	1事故・期間中 1,000 万円
訴訟対応費用補償	1事故・期間中 1,000 万円
初期対応費用補償	① 事故現場の保存費用等 ② 事故現場への交通費等 ③ 通信費 ④ 見舞金等 ⑤ その他①~④に準ずる費用 1 事故・保険期間中:補償の内容の①から⑤までを合算して1,000 万円 ただし、補償の内容④については、1 回の事故につき、身体の障害を被った 1 名につき 10 万円 ※補償の内容の詳細については保険金をお支払いする主な場合をご覧ください。

※賠償責任保険(企業用)普通保険約款(サイバー損害補償対象外特約、原子力危険補償対象外特約、石綿損害等補償対象外特約、汚染危険補償対象外特約、排水・排気に関する特約、賠償責任保険追加特約付帯)+施設所有(管理)者特別約款(職業的行為損害補償対象外特約付帯)+生産物特別約款(生産物特約、効能不発揮損害補償対象外特約付帯)に保険料確定特約、初期対応費用補償特約(標準)、訴訟対応費用補償特約(標準)、人格権侵害補償特約(限度額設定1,000万円)および不正行為補償対象外特約をセットした商品

● 傷害保険 ※1~5口までご加入いただけます

年間保険料(園児1名につき)

補償項目	1口あたりの保険金額(ご契約金額)	
死亡・後遺障害	114万6,000円	
入院保険金日額	1,500円	
手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額]×5 注:1事故につき1回の手術に限ります。	
通院保険金日額	1,000円	
年間1口あたり保険料(園児1名につき) 2,000		2,000円

- ※傷害保険普通保険約款に学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒等補償特約、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、天災危険補償特約、保険料確定特約(学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)用)をセットした商品
- ★上記保険料に園児1名あたり制度運営費200円が加算されます。
- ★施設賠償責任保険の保険料の算出の基礎になる園児数は契約締結時の園児数となります。
- ★傷害保険の保険料の算出の基礎になる園児数は前年度の4月から3月までに在籍した平均在籍者数となります。 今年度の2月、3月在籍人数は(申込締切の関係もあり)前年度の2月、3月在籍者数を加入申込票に記載ください。

ご加入例 前年度園児数・契約締結時の園児数 10 名、傷害保険 2 口にご加入の場合

賠償責任保険 1,000円

×10名 十

傷害保険 2,000円

×10名×2口 十

制度運営費 **200円**

×10名 =

合計 **52,000円**

1,000円

● お支払いする保険金について

※被保険者とは補償を受ける方をいいます。

保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない 主な場合
死亡 保険金	被保険者が学校管理下中 (注1) のケガ (注2) が原因で事故発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合。	保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ・すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガや下記の症状の場合には保険金お支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
後遺障害 保険金	学校管理下中 (注1) のケガ (注2) が原因で事故発生日からその日を含めて 180 日以内に被保険者に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度 (第1級~第14級) に応じて、 保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払い します。 ・保険金額×100%~4%	
入院 保険金	被保険者が学校管理下中 (注1) のケガ ^(注2) が原因で 入院された場合。	次の通り保険金をお支払いします。	中、酒気帯び運転中(酒酔い運転中を含む)、麻薬等服用時の運転中の事故 ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 被保険者に対する外科的
手術 保険金	被保険者が、学校管理下中(注1)のケガ(注2)の治療のために事故発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合。手術とは次のいずれかに該当するものをいいます。 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ・創傷処理、皮膚切開術、抜歯手術、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術等は補償対象外です。 ・先進医療に該当する診療行為 (治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。)	手術内容に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。 ①入院中に手術を受けた場合:入院保険金日額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合:入院保険金日額の5倍 (①および②の手術を受けた場合は①を適用) •1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。	
保険金	被保険者が学校管理下中(注1)のケガ(注2)が原因で通院された場合(往診を含みます)。 ・長管骨、脊柱、上下肢の3大関節にギプス等を常時装着したときは通院日に含めることがあります。 ・治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院日数に含まれません。	次のとおり保険金をお支払いします。 通院保険金日額×通院日数 事故発生日からその日を含めて180日までの期間中で最高90日分を限度とします。 入院保険金と重複してはお支払いできません。 通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをされても通院保険金を重複してお支払いできません。	度の高いスポーツをしている間の事故 ① 頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状

- ※熱中症危険補償特約がセットされており、被保険者が日射・熱射により身体に障害が生じた場合も、各補償項目の保険金をお支払いします。
- ※天災危険補償特約がセットされており、地震・噴火、これらによる津波を原因とするケガについても、各補償項目の保険金をお支払いします。
- ※特定感染症危険補償特約がセットされており、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における一類感染症、二類感染症または三類感染症および新型コロナウイルス感染症を発症した場合、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金をお支払いします。
- 注1:「学校の管理下中」とは、次に掲げる間とします。
 - 学校^(*1)の授業^(*2)中
- 教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事 (* 5) への参加中
- 在校中^(*3)
- 登下校中 (* 6)
- *1: **学校**………保育所、学習塾等を含みます。
- *2:学校の授業……保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別教育活動を含ます。
- *3:在校中………授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設(*4)内にいる間をいいます。
 - ただし、学校施設(*4)内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限ります。
- *4:**学校施設**……・学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。学校施設以外の場所で授業等が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。
- *5:教育活動行事… 学校の教職員が引率するものに限ります。
- *6:登下校中……授業等のため、住居と学校施設(*4)とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。「授業等」とは授業、教育活動行事(*5)、学校行事(*7)または課外活動をいいます。
- *7:学校行事…… 入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。
- 注 2: 「ケガ」とは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。 ケガには、偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

賠償責任保険

● 保険金をお支払いする主な場合/お支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合 共通事項

- 保険契約者、被保険者の故意によって生じる損害
- 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒擾(じょう)、労働争議によって生じる損害
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じる損害
- 被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任を負担することによって被る損害
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任を負担することによって 被る損害
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任を負担することによって被る損害
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因して身体の障害または財物の損壊が生じることにより、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 汚染物質の排出・流出・溢(いっ) 出または漏出に起因する損害賠償 責任を負担することによって被る損害。ただし、汚染物質の排出・流 出・溢(いっ) 出または漏出が急激かつ偶然なものである場合は保 険金を支払います。

など

補償の種類

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いできない主な場合

施設所有(管理)者賠償責任保険

被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された不動産もしくは動産(以下「施設」という。または施設の用法に伴うでによる、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償員担することによって被る損害を補償します。

- 共通事項に記載の事項
- 次のいずれかに該当する事由による損害
 - 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損壊
 - 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊
- 次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
 - 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外 にあるその他の財物に起因する賠償責任
 - 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後の仕事 の結果に起因して負担する賠償責任(被保険者が、仕事の行われた場所に放置また は遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。)
 - 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに 該当する仕事に起因する損害賠償責任
 - ア. 人または動物に対する診療、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
 - イ. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
 - ウ. 身体の美容または整形。ただし、理容師法(昭和22 年法律第234 号)に規定する 理容または美容師法(昭和32 年法律第163 号)に規定する美容を除きます。
 - エ. エステティック業務、手技セラピー業務、脱毛、整体、カイロプラクティック、あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等
 - 弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に 起因する損害賠償責任

生産物賠償 責任保険

被保険者の占有を離れた保険証券に記載された財物に起因と因とできまたに記載された財物に起因とは強動では、またに記載でするときは引渡し、日本の終了(仕事の目の物の引渡して、仕事の場合ときは引渡し、日本の後の保険期間中に生じと、世上の損害賠償責任を負担するととによって被る損害を補償します。

- 共通事項に記載の事項
- 次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害
 - 生産物または仕事の瑕疵に起因するその生産物または仕事の目的物の損壊自体 (生産物または仕事の目的物の一部の瑕疵によるその生産物または仕事の目的物 の他の部分の損壊を含みます。) の賠償責任
 - 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
 - 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に 起因する賠償責任
- 事故が発生したことまたは事故の発生するおそれがあることを知った場合に、事故の発生または拡大を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置(回収、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)を被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一原因に基づく損害
- 生産物もしくは仕事の目的物またはこれが一部をなす財物につき回収措置が講じられた場合に、その措置に要した費用
- 生産物が被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる身体障害または財物損壊に起因する損害 など

補償の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
人格権侵害補償	被保険者の業務に起因して、保険期間中に生じた次のいずれかに該当する不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損口頭、文書、図画、その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害	共通事項に記載の事項 次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害 被保険者によってまたは被保険者の了解もしくは同意によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して生じた不当行為に起因する賠償責任 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する賠償責任 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図によって行われた不当行為に起因する賠償責任 被保険者によってまたは被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 など
訴訟対応費用補償	この保険契約に適用される特別約款およびこの特別約款に適用される特約で対象となる保険事故によって、他人の身体の障害、財物の損壊が発生したことに起因して、第三者が被保険者に対して損害賠償金の支払いを求める訴訟を裁判所に提起した場合に、被保険者が下記に記載する社会通念上妥当な費用(その額および使途が社会通念上妥当なものに限ります。)を負担することによって被る損害を補償します。 被保険者の役員または使用人の交通費・宿泊費・臨時雇用費用、被保険者の使用人の超過勤務手当、増設コピー機のリース・レンタル費用、被保険者が行う事故の再現実験費用、外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用、事故原因調査費用、意見書・鑑定書作成依頼のために必要な費用、相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用、その他これらに類する費用で引受保険会社が認めた費用	• 共通事項に記載の事項 など
初期対応費用補償特約	この保険契約に適用される特別約款および特約で対象となる保険事故または保険事故の原因となると思われる偶然な事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、被保険者がその事故について次のいずれかに該当する初期対応を行うために社会通念上妥当な費用(その額および使途が社会通念上妥当なものに限ります。)を負担することによって被る損害を補償します。 (事故現場の保存費用、事故状況調査・記録・写真撮影費用、事故原因調査費用 (②被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費などの費用 (③適信費 (事故が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害について被保険者が支払う見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用 (⑤その他上記に準ずる費用(ただし身体の障害以外の事故について、被保険者が支払う見舞金または見舞品の購入費用は含みません。)	• 共通事項に記載の事項 など

● お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいた被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済として支出した金額(弁済によって代 位取得するものがあるときはその価額を控除したもの)
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 権利保全費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続に要した必要または有益な費用
④ 緊急措置費用	保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために直接要 した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

特約に別の規定がある場合を除き、上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の 免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、 費用の全額を支払います。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の金額を限度とします。

お支払いする 争訟費用の額 × 支払限度額 ① 損害賠償金の額 適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特約集でご確認ください。

● 万一、事故が発生した場合のご注意

- 1. 事故が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等事故が起こった場合は、次の処置を行い、ご契約の取扱代理店または引受保険会社に遅滞なくご連絡ください。
- ①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認 2. 保険金の支払請求時に必要となる書類等

保険金の支払請求にあたり、引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。具体的な必要書類については取扱代理店 または引受保険会社までお問合わせください。

3. 示談交渉

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いません。万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するよう、示談交渉は引受保険会社にご相談いただきながらお進めください。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

4. 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して 弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

よくあるご質問

● お手続きについて

- ①1 申し込みできる要件はありますか?
- A1 全国小規模保育協議会の法人正会員様がご加入できる補償制度です。
- ○2 加入する単位は法人単位ですか? 園単位ですか?
- A2 園単位で加入申込みいただきます。 複数園を運営している事業者様は、園ごとにお申込み手続きを行ってください。
- ○3 賠償責任保険と傷害保険のどちらか一方だけ加入することはできますか?
- A3 当制度では、どちらか一方だけ加入することはできません。
- $\bigcirc 4$ 加入前の月を遡って加入することはできますか?
- A4 遡って加入することはできません。加入申込日以降で、かつ、保険料領収日以降から補償されます。
- ①5 印鑑はどのようなものを押印すればよいですか?
- A5 法人様は代表者印を押印ください。(角印は不可です。)個人の方は、代表者名欄にご署名ください。 捺印は不要です。
- ○6 振込手数料は誰が負担するのですか?
- A6 振込手数料は加入者様にご負担いただいております。
- Q7 振込名義人はどのようにしたらよいですか?
- A7 振込名義人は下記の通りご入力ください。 株式会社様:カブ) 社名~ NPO 法人様:トクヒ) 法人名~ 合同会社様:ゴウ) 社名~
- Q8 「契約締結時の園児数」が前年度1年間の在籍園児数と異なりますが、 補償の対象となりますか?
- **A8** 補償の対象となります。
- Q9 加入後に在籍園児数が変わった場合、何か手続きが必要ですか?
- ${f A9}$ 特に手続きの必要はありません。加入時より在籍園児数が増えた場合でも補償されます。
- ○1○ 一度加入すれば、毎年の継続加入手続きは不要ですか?
- ▲1○ 自動継続ではありませんので、毎年、加入手続が必要となります。

● 加入者証について

- ○1 加入者証はいつ届きますか?
- ▲1 保険期間開始(4月1日)の1~2ヵ月後に、Chubb 損害保険(株)より送付させていただきます。
- ①2 加入者証は、どこに届きますか?
- A2 加入園の住所に送付させていただきます。
- ○3 加入者証を早めに欲しいのですが、可能ですか?
- A3 原則、Chubb 損害保険(株)にて必要書類(加入申込票等)と保険料のご入金の確認が取れ次第の発行となりますが、至急の場合は、NPO 法人全国小規模保育協議会までご相談ください。

補足:加入者証が届く前は、保険料振込明細と加入申込票コピーで代替できる場合もございます。 ただし、その場合には、Chubb 損害保険 (株) が保険のご加入を証明したことにはなりませんのでご注意ください。)

● 解約について

- 解約したいのですが?
- A 14ページに掲載している代理店にお問い合わせください。お手続き方法についてご案内させていただきます。

● 事故対応について

- 事故が発生してしまいました。手続き方法について教えてください。
- A 万が一、事故にあわれたら、取扱代理店あるいは下記の事故受付窓口にご連絡ください。 [年中無休·24時間受付] おケガをされた場合:0120-091-313 おケガ以外の事故:0120-011-313

● 補償について

- ○1 園児が転んでケガをしました。傷害保険が対象になるのですか?
- A1 おケガについては傷害保険のお支払の対象となります。さらに発生した事故によって保育園に法律上の 賠償責任が発生する場合は、賠償責任保険も対象となります。
- Q2 賠償責任保険で補償されるのは、園児に対する賠償事故のみですか?
- A2 いいえ、保育園が事業を運営していく上で負った賠償責任を広く補償します。 園児に限らず、保護者が来園中に施設の不備によってケガを負ってしまい、施設が法律上の賠償責任を 負った場合等も補償の対象となります。
- Q3 傷害保険の補償は園内にいるときに限られますか?
- A3 いいえ、小規模保育総合補償制度では、保育園の管理下にあるときが対象です。 お散歩中や屋外の公園などでお遊戯中の事故も含まれます。
- ○4 保険金は治療費や入院費の実費が支払われるのでか?
- A4 賠償責任保険では、法律上の賠償責任を負う範囲で実費をお支払いいたします。 傷害保険では、園児が 負担した治療費に関わらず、ご加入いただいた保険金額に日数を乗じた金額でお支払いいたします。

ご加入手続きについて

1. 加入申込票の入力、送付

別添の「小規模保育総合補償制度加入申込票」に必要事項を記入の上、

2022年2月25日までに到着するよう送付ください。

〈加入申込票送付先〉

NPO 法人全国小規模保育協議会 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-14-1 KDX 神保町ビル 4F

2.保険料の振込

- 加入申込票により算出された保険料(合計保険料)を、下記口座宛にお振込ください。 なお、振込手数料は施設様にてご負担いただきますようお願いいたします。
- お振込みの際は、振込名義人について下記の通りとしてください。株式会社様→カブ) 社名 NPO 法人様→トクヒ) 法人名 合同会社様→ゴウ) 社名
- 同一法人が運営する複数園の保険料を分けて振り込まれる場合は、振込名義人にどの園の保険料か分かるよう 園名などをご入力ください。

2022年2月25日までに着金するようお手続ください。

〈保険料振込口座〉

三菱 UFJ 銀行 0005 深川支店 086 普通 0237643 特定非営利活動法人全国小規模保育協議会

3. 中途加入手続について

上記期日以降に中途加入を希望される場合、毎月 20 日までに手続完了(加入申込票の到着及び保険料の着金) するものに限り、翌月1日午後4時より保険期間(補償)が開始されます。

なお、保険期間の終期は2023年4月1日午後4時となります。

4.保険料の精算について

- ●「傷害保険」の保険料については、加入時に園児数を基に算出した保険料を確定保険料とし、保険期間(加入期間)終了時の確定精算を行いません。
- 「賠償責任保険」の保険料については、加入時に園児数を基に算出した保険料を確定保険料とし、保険期間(加入期間)終了時の確定精算を省略いたします。
- 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、加入が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。

保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合 (注) には、原則加入できません。

注:企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間 (加入期間)とする加入は、原則加入できません。取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。加入が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず傷害保険普通保険約款・特約または賠償責任保険(企業用)普通保険約款・特別約款・特別約款・特約集に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

ご注意点

- 加入申込票に記入されている内容に誤りがないか再度ご確認ください。万一知っている事実を記入されなかったり、事実と相違することを記入されたときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険は NPO 法人全国小規模保育協議会が保険契約者となる契約です。ご加入いただける方は同会の正会員に限ります。
- この制度で傷害保険の被保険者 (補償の対象者) となれる方の範囲は、NPO 法人全国小規模保育協議会の正会員である施設に入所している児童です。
- 加入依頼者と被保険者 (傷害保険においては補償の対象者。賠償責任保険においては、保険契約により補償を受けられる方。) が異なる場合には、この書面に記載の事項につき被保険者にも必ずご説明ください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- 死亡保険金以外の保険金の支払い先は、普通保険約款・特約に定めております。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保 険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損 害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
 - * このパンフレットは小規模保育総合補償制度の概要を説明したものです。ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご覧 ください。なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
 - * 各保険証券は保険契約者(全国小規模保育協議会)に交付されます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまの ご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認 させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたり ご不明な点や疑問点がございましたら、下記の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1.	保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることを パンフレット・重要事項説明書でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
	□ 保険金のお支払事由 (主契約、セットしている特約を含みます。)□ 保険金額 (ご契約金額)□ 保険期間 (保険のご契約期間)□ 保険料・保険料払込方法
2.	加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。 加入申込票に記載の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。 内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。 記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。
	皆さまがご確認ください。

〈保険契約者〉 NPO法人 全国小規模保育協議会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-14-1 KDX 神保町ビル 4F TEL: 03-6478-8501 (直通) / 03-6811-0906 (NPO法人フローレンス内) FAX: 03-6811-0902 [営業時間] 月~金 10:00~17:00 ※祝日·年末年始は営業しておりません。

本制度のお問い合わせは、下記の取扱代理店または引受保険会社までお願いいたします。

□ 加入申込票の内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
□ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
□ 被保険者 (補償の対象となる方) の範囲はご希望通りとなっていますか?

〈取扱代理店〉 保険情報サービス株式会社 東京中央支店 まほろば事業部

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-3 ニッセイ半蔵門ビル 3F

TEL: 03-5215-5570 FAX: 03-5215-5571

[営業時間] 月~金 9:00~17:00 ※祝日・年末年始は営業しておりません。

〈引受保険会社〉 Chubb損害保険株式会社(チャブ保険) 中央統括支店

〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

TEL:03-6364-7080(代) FAX:03-6364-7418

[営業時間] 月~金 9:00~17:00 ※祝日・年末年始は営業しておりません。